

所属長 各位  
教職員 各位

学長 吉田謙一郎

## 緊急事態宣言に伴う勤務等の対応について

今般、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、首都圏の1都3県に「緊急事態宣言」が発令されました。今回の発令は主に飲食店の営業時間短縮や午後8時以降の不要不急の外出自粛要請であります。感染拡大防止の徹底という国の方針を踏まえ、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせいたします。

教職員の皆様におかれましては、日々の業務に多大なるご努力をいただいておりますが、より一層感染対策の強化に取り組んでいただくようご理解とご協力をお願い申し上げます。

\*なお、獨協医科大学（壬生キャンパス）新型コロナウイルス感染症対策のための基本方針は1月7日から「レベル3」に引き上げられましたので本学HPにてご確認ください。

### 記

#### 1) 時差出勤について

通勤時の公共交通機関利用による教職員の感染防止を強化するため、業務に支障のない範囲で2時間以内の時差出勤を推奨します。

(申請にあたっては、既存の様式により下記窓口へご提出ください)

#### 2) テレワーク（在宅勤務）について

国により「緊急事態宣言」が発令されている1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から通勤している教職員に限り、所属長の管理のもと、テレワークでの業務が可能な場合は支障のない範囲での実施を推奨します。

(申請書及び業務報告書は人事部ホームページよりダウンロードできます。)

#### 3) 会食の自粛

大人数や長時間に及ぶ飲食や飲酒を伴う懇親会等を行わないようお願いいたします。

#### 4) 出張・学外業務

県外の出張・学外業務については、極力自粛願います。(診療行為を除く)

また、県外の緊急事態宣言対象地域への出張・学外業務(診療行為を除く)については原則として禁止しますが、止むを得ない場合は大学の事前許可を得てください。

なお、実施の際は業務先と相談の上、感染予防に十分留意し従事してください。

#### 5) 会議・研修会等

会議については、委員長が必要と認めるものについて、感染予防に留意して開催してください。なお、外部の方が参加する学内での研修会等の開催は自粛願います。

(裏面へ)

6) 期 間：1月8日（金）～2月7日（日）  
（緊急事態宣言の期間が延長・短縮された場合は変更する場合があります）

7) 申請先 大 学：人事部人事課  
大学病院（臨床教員含む）：庶務課職員係  
日光医療センター：管理課  
\*いずれも所属長経由にて労務担当部署へ申請してください。

8) その他 <職場における感染防止策の徹底>

細目な換気の実施や備品の共有、密になる場所での昼食をなるべく避けるなど職場での感染防止に努めるとともに、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。

以 上